

# 文化審議会国語分科会 日本語教育小委員会の審議状況の説明

令和元年度 日本語教育大会 東京大会 令和元年9月7日(土)

# 報告者

野田 尚史(のだ ひさし) (文化審議会国語分科会 日本語教育小委員会 副主査)



### 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

〇文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(平成19年7月設置)では、平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に 関するワーキンググループ」を設置。日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」 を整理。その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。



#### これまでの検討状況

平成26年1月31日に「**日本語教育の推進に当たって の主な論点に関する意見の整理について(報告)**」を取りまとめ。

平成26年5月から、

論点7「日本語教育のボランティアについて」 論点8「日本語教育に関する調査研究の体制 について」審議を行い、

平成28年2月29日に「地域における日本語教育の 推進に向けて(報告)」を取りまとめ。

平成28年5月から

論点6「日本語教育の養成・研修について」審議を行い、 平成30年3月2日に「**日本語教育人材の養成・研修の 在り方について(報告)**」を取りまとめ。

平成31年3月4日に**「日本語教育人材の養成・研修の 在り方について(報告)改定版**」を取りまとめ。

# 今期の審議予定

<mark>論点5</mark>「日本語教育の資格について」 引き続き,検討を行っている。

論点3「日本語教育の標準や日本語能力の 判定基準について」検討を行っている。

日本語教育を推進する意義 日本語教育に関する国と 多様な日本語学習者の 地方公共団体との役割分担 学習目的・ニーズへの対応



# 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」の概要

- 目的:日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する 日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。
- ●審議経過:平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会 を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに 関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て、 平成30年に本報告、31年3月に改定版を取りまとめた。
- ポイント:① 基本的な資質・能力として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、専門家に求められる資質・能力として、実践的なコミュニケーション能力、成長と発達に対する理解、常に学び続ける態度などを提示
  - ② 日本語教師の養成に係る教育内容として「必須の教育内容」(教授法, 日本語分析, 文法, 音韻音声, 文字表記等)を提示。併せて教育実習として必要な指導項目を提示
  - ③ 日本語教育人材の役割・段階・活動分野ごとに<u>求められる</u> **資質・能力、教育内容、モデルカリキュム**を提示 2



# 日本語教育人材の整理

19ページ~

(1) 役割	日本語教師●	日本語学習者に直接日本 語を指導する者			養	日本語教師を目指し, 日本語
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善, 日本語教師等に対する指導・助言を行うほか, 多様な機関との連携・協力を担う者			成	教師養成課程等で学ぶ者
				(2) 段 階	初任	日本語教師の養成段階を修了 した者で、それぞれの活動分野 に新たに携わる者
	日本語学習 支援者 ●	日本語教師や日本語教育 コーディネーターとともに日 本語学習者の日本語学習 を支援し、促進する者			中堅	日本語教師として初級から上級 までの技能別指導を含む十分 な経験を有する者

地域日本語教育 関係機関との連携の下、「生活者としての外国人」に対する教育プログラムの編成・実施に携わる者主任教員 在留資格「留学」が取得できる法務省が告示をもって定める日本語教育機関で教育課程の編成や他の教員の指導を担う者

## 日本語教育人材に求められる資質・能力

### 22ページ

## 日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力

- (1)日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持っていること。
- (2) 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者と接する上で、 文化的多様性を理解し尊重する態度を持っていること。
- (3) コミュニケーションを通じてコミュニケーションを学ぶという 日本語教育の特性を理解していること。

### 2. 専門家としての日本語教師に求められる資質・能力

〇日本語教師【養成】を修了した者

(2400単位時間以上※)を有する者

〇当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者

地方公共団体等でコーディネート業務にあたる者

〇日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者

〇各活動分野において初級から上級学習者の指導に十分な経験

〇中堅を経て、地域日本語教育において3年以上の実務経験を有し、

初任

中堅

地域日本語教育

コーティネーター

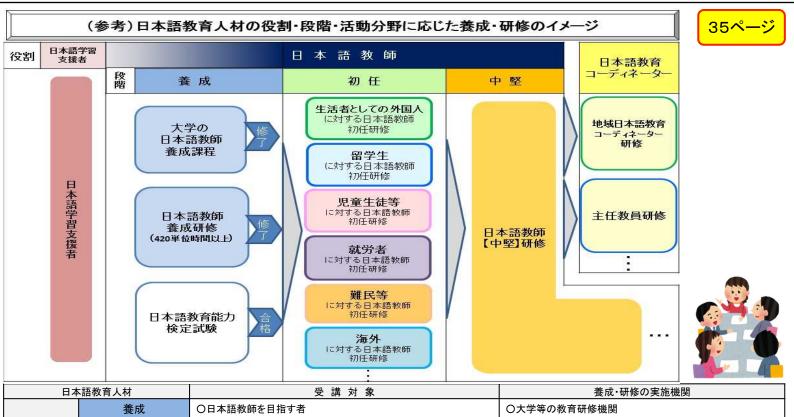
主任教員

日本語学習支援者

日本語教師

日本語教育コーディネーター

- (1) 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を有していること。
- (2) 日本語だけでなく多様な言語や文化に対して、深い関心と鋭い感覚を 有していること。
- (3) 国際的な活動を行う教育者として、グローバルな視野を持ち、 豊かな教養と人間性を備えていること。
- (4) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、常に学び続ける態度を有していること。
- (5)日本語教育を通した人間の成長と発達に対する深い理解と関心を 有していること。
- 3. 役割・段階ごとに求められる日本語教育人材の資質・能力について, 、 <mark>知識・技能・態度</mark>に分けて整理



にほんご

〇教育現場におけるOJT研修や大学等の教育研修機関

〇文化庁, 地方公共団体 及び大学等の教育研修実施機関

○大学等の教育研修機関

○大学等の教育研修機関

### 日本語教師の養成における教育内容

### 41ページ~

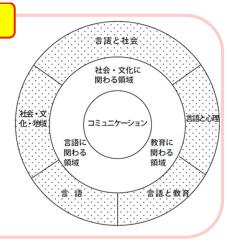
1. 基本的な在り方(平成12年報告を踏襲)

日本語教育とはコミュニケーションそのものであり、教授者と学習者とが相互に学び、教え合う 実際的なコミュニケーション活動である。

教育内容の領域は、コミュニケーションを核として、三つの領域、五つの区分がある。

#### 2. 5区分における「必須の教育内容」50

- ①社会・文化・地域・・・日本の在留外国人施策, 多文化共生, 言語政策 等
- ②言語と社会・・・社会言語学, コミュニケーションストラテジー, 多言語・多文化主義 等
- ③言語と心理・・・言語学習,談話理解,習得過程,異文化受容・適応等
- ④言語と教育・・・日本語教育プログラムの理解と実践、教授法、評価法、教育実習、著作権等
- ⑤ 言語・・・日本語分析、文法、音韻・音声体系、文字と表記、形態・語彙体系、対照言語学



#### 日本語教師の初任における活動分野別の教育内容

日本語教師【初任】は、活動分野別の教育内容を提示。更に各教育内容に基づくモデルカリキュラム(教育課程編成の目安)も提示。

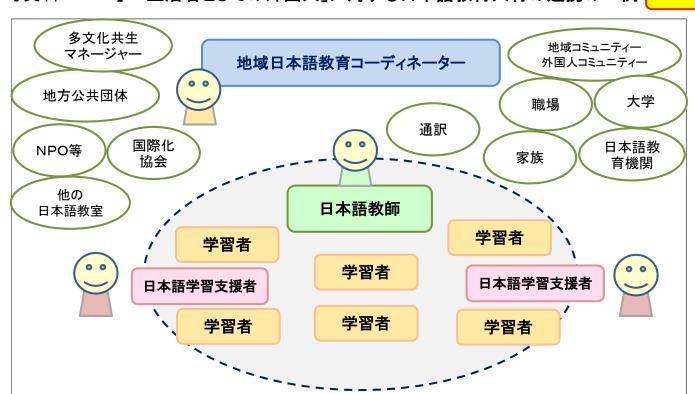
活動 分野	「生活者としての外国人」	留学生	児童生徒等
教育内容	1)国・地域の在留外国人施策 2)「生活者としての外国人」に対する日本語教育 3)言語サービス(多言語化・やさしい日本語) 4)外国人住民の社会参加 5)「生活者」のライフステージに合わせた キャリアプランと日本語学習 6)「生活者としての外国人」の異文化受容・適応 等	1)日本の留学生受入れ施策 2)法務省告示日本語教育機関の歴史と現状 3)日本語の試験 4)日本と海外の教育制度の違い 5)進路選択関連情報 6)留学生の異文化受容・適応 等	1)外国人児童生徒等の現状 2)外国人児童生徒等に対する教育施策 3)学習環境作り 4)地域の現状 5)学校・地域・家庭の言語環境と言語使用 6)多文化家族と子供の文化適応 7)言語取得と認知発達 8)教育・発達心理学 等

各活動分野で日本語教育を実践しながら、活動分野別の専門性を高めるための研修を受講することを想定。 日本語教育実施機関においては、質の高い日本語教育を実施するため、養成を終えた日本語教師を、各活動分野で新たに 初任者として採用する際には、活動分野別に示した教育内容に基づく研修プログラムを受講する機会を提供し、活動分野別の 日本語教師に求められる資質・能力を身に付けた人材を活用することが望まれる。



### 【参考資料10-1】「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例

124ページ



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティー等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

### 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(概要)

平成30年12月25日 「外国人材の受入れ・共生」 に関する関係閣僚会議」

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

⇒ <mark>外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組</mark>とともに、<mark>外国人との共生社会の実現に向けた環境整備</mark>を推進する。今後も対応策の充実を図る。

--【17億円】

総額211億円 (注)

#### 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- - 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、

#### 生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設
  - (「多文化共生総合相談ワンストップセンター(板)」(全国約100か所、11言語対応)の整備) [20億円] 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(板)」(11言語対応)の作成・普及
  - 多言語音声翻訳システムのブラットフォームの構築 [8億円] と多言語音声翻訳システムの利用促進 ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と
  - 共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- 2) 生活サービス環境の改善等 ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
  - ○電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地 全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備 ュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により

- 二自間即呼吸組織(に合ふ) [1.17時] ジョロスリルレーカメホッグで参いにロソソ ショロロロ「ロカロソ ノッション スロップ 支援情報と 一ディネーターの養成 ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
- 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
- ④ 住宅確保のためのほ
- 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応) 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

- 融・通信サービスの利便性の向上 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備 推基雷話の契約時の多量語対応の推進、在留力一ドに上ス末人確認が可能である旨の周知の徹底
- (3) 円滑なコミュニケー ① 日本語教育の充実 ションの実現
  - 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本
  - の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等) [6億円] ③ 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
  - 我月コノノンノの内所、ショロい、主といりが見り飛によりがる状間ですの双値に延守り 日本語教育の標準等の存成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠)) 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

  - ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
     日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の 厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
    - 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実

    - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

- - 外国人児童生徒の教育等の充実○ 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
  - 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携) 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による
  - 全国的な研修実施の促進)
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保 [1億円]
- (5) 留学生の就職等の支援 大卒者・クールジャバン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- ス学者・グールシャバンガゴザの学等子々修り 自の鉄地は進めためが仕事員情の登禰等中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化 文都科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等 [6億円] 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況は応じたた数育機関に対する奨学金の 優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実 [14億円] 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開 (6) 適正な労働環境等の確保

  - ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保 労働基準監督署・八ローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっと

  - ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

  - 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進

  - 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等) 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

#### 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) 悪質な仲介事業者等の排除 二国間の政府間文書の作成(9か国) とこれに基づく情報共有の実施
  - の下級(タガニ族)とこれに盛り、情報大日の大郎 、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化 業者(プローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化 ○ 外務省(在外公館)。
  - 「による悪質な仲介事業者(プローカー)等の排除の徹底と入国審査基準 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留諸申請における記載内容の充実
- (2) 海外における日本語教育基盤の充実等
- 生活のための日本語のカリキュラム等を 踏まえた日本語教育の全国展開
- 多言語 ICT日本語学習教材の開発 (2)
- 日本語教育の標準等の作成
- 日本語教師の資格の整備

(注)予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本 機構運営費交付金131億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

(平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

施策 2 生活者としての外国人に対する支援

(3)円滑なコミュニケーションの実現 ① 日本語教育の充実

【現状認識・課題】 外国人が我が国において生活していく中で、日本語能力が不十分な場合、円滑な意思 疎通が図れず、様々な場面において支障が生じ得る。外国人を日本社会の一員として受け 入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の 実現に向け、いわゆる第二言語としての日本語を習得できるようにすることが極めて重要であり、 そのような観点から、外国人に対する日本語教育の取組を大幅に拡充し、外国人と円滑に コミュニケーションできる環境を整備する必要がある。

### 【具体的施策】

- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、 外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「言語のための ヨーロッパ共通参照枠(CEFR) を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力 の判定基準について検討・作成する。 〔文部科学省〕《施策番号53》
- 国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となって いることから、日本語教育を担う人材の養成・研修プログラムの改善・充実を図るとともに、 日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体の 質の向上を図る。 〔文部科学省〕《施策番号54》9

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実 について (令和元年6月18日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

- 2. 共生社会実現のための受入れ環境整備
- (4) 日本語教育の充実

### 〇地域日本語教育の総合的な体制整備の推進

新たな在留資格の創設等を踏まえ、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、 日本語教育環境を強化するため、国及び地方公共団体の総合的な体制づくり等、 地域における日本語教育を推進する。また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外 国人に対して、生活場面に応じた日本語を自学・自習できるICT教材を8か国語から14か国語に拡大し、開発できた言語から順次速やかに提供する。

〔文部科学省〕《関連施策番号48、49》

### 〇日本語教育全体の質の向上に向けた日本語教育の人材養成・研修

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月 文化審議会国語分科会)を踏まえ、<u>就労者等に対する日本語教師のための研修カリキュラムを一層普及</u>する。あわせて、<u>日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格等</u>の検討を踏まえた取組を進める。

〔文部科学省〕《関連施策番号54》

1 0

# 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの進め方について

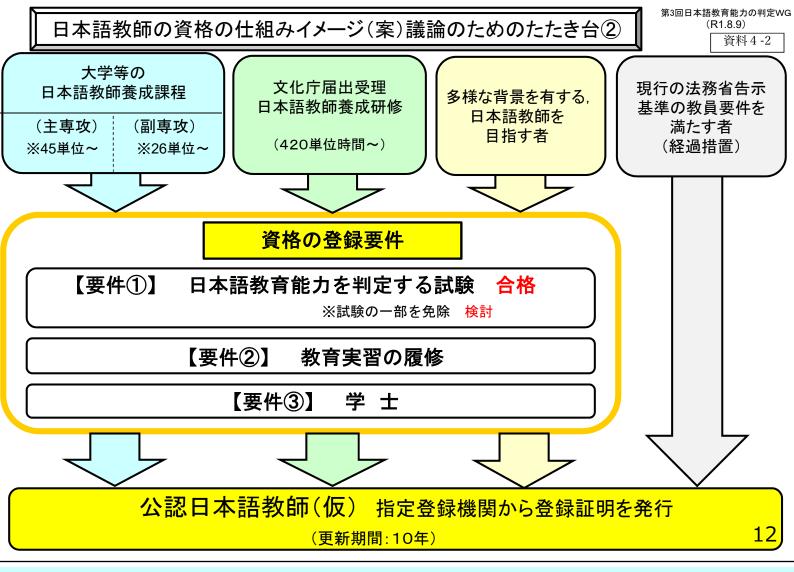
### <趣旨・目的>

- ●質の高い日本語教師を国内外で安定的に確保するため、日本語教師の 日本語教育能力の判定の仕組みが必要である。
- ●判定の仕組みとして、日本語教師としての資質・能力を証明するための「資格」を整備する。

## <検討事項>

- ① 資格の目的・意義
- ② 資格の名称・有効期限について
- ③ 試験の内容について
- ④ 試験の受験資格について
- ⑤ 判定の仕組み(教育実習について)
- ⑥ 判定の仕組み(その他要件について)
- ⑦ 経過措置について
- ⑧ 試験の一部免除の導入の可能性について
- ⑨ 更新講習(仮)の考え方について
- ⑩ 現職の日本語教師(初任・中堅)・日本語教育コーディネーター) に対する研修の推進・拡充





# 日本語教育の標準に関するワーキンググループ

# 【今期の目標】

- 1. 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容 及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受け られ、評価できるようにするため、日本語教育の標準を策 定する。
- 2. その際「ヨーロッパ共通言語参照枠(CEFR)」や「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案や、「JF日本語教育スタンダード」を参考にする。

# 【今後の予定】

12月の第5回日本語教育小委員会にワーキンググループ試案を報告予定。小委員会における審議を経て、令和2年度に意見募集を行い、第一次報告を取りまとめる予定。



# CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)について

「外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference for Languages)」は、言語の枠や国境を越えて、外国語の運用能力を同一の基準で測ることができる国際標準です。 CEFRは、学習者、教授する者及び評価者が、外国語の熟達度を同一の基準で判断しながら、学び、教え、評価できるように開発されました。CEFRの等級はA1、A2、B1、B2、C1、C2の6段階に分かれており、その言語を使って「具体的に何ができるか」という形で言語力を表す「can-do descriptor」を用いて分かりやすく示しています。

段階	レベル	能力レベル別に「何ができるか」を示した熟達度一覧	
言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構成できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい 意味の違い、区別を表現できる。	
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテクストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の、詳細なテクストを作ることができる。その際テクストを構成する字句や接続表現、結束表現の用法をマスターしていることがうかがえる。	
言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的かつ具体的な話題の複雑なテクストの主要な内容を理解できる。母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について、明確で詳細な文章を作ることができる。	
	B1	仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる。その言葉が話されている地域にいるときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近な話題や個人的に関心のある話題について、筋の通った簡単な文章を作ることができる。	
言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について単純で直接的な情報交換に応ずることができる。	
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現を基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や他 人を紹介することができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、 答えたりできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができる。	

(出典)ブリティッシュ・カウンシルの英語教育・英語4技能試験について

<del>--</del>|4